

# 道路施設台帳作成要領

1. 5 版

平成 2 8 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

## 改訂履歴

日付	改訂内容	版
H18/9	・ 作成	1.0
H19/2	・ 橋梁点検補修、橋側歩道橋点検補修台帳の追加 ・ 防護柵の補修歴に距離標（自／至）を追加	1.1
H20/3	・ 道路工事完成図等作成要領の見直しに伴う改訂 ・ 工事情報連絡簿の追加	1.2
H21/3	・ 道路工事完成図書作成要領の見直しに伴う改訂	1.3
H25/9	・ 工事情報連絡簿と道路施設台帳作成総括表の見直しに伴う改訂	1.4
H28/3	・ 道路施設台帳作成総括表の見直しに伴う改訂	1.5

## 目 次

<b>1. 概要</b> .....	<b>1</b>
1.1. 目的 .....	1
1.2. 対象工事 .....	2
1.3. 作成手順概要 .....	3
1.4. 道路施設台帳の作成 .....	6
1.5. 台帳の作成種別 .....	6
1.6. 共通説明事項 .....	8
1.7. 道路施設台帳の作成単位 .....	13
1.8. イメージデータの作成 .....	14
1.9. 道路工事完成図等チェックプログラムによるチェックについて .....	21
1.10. 道路施設台帳データ電子納品用CDの作成 .....	22

### 【添付資料】

添付資料 1 道路施設台帳データの総括表（道路施設台帳作成支援システム出力）

・ 様式－1 道路施設台帳データ総括表

・ 様式－2 道路施設台帳データ一覧表

添付資料 2 工事情報連絡簿

添付資料 3 道路施設台帳作成総括表

はじめに

○用語の解説

道路工事完成図等作成要領：国土交通省 国土技術政策総合研究所（以下、道路工事完成図等作成要領という）と道路施設台帳作成要領：中部地方整備局（平成28年3月版）（以下、道路施設台帳作成要領という）で用語の使い方が異なるため、以下の対比表に示す。

道路工事完成図等作成要領	道路施設台帳作成要領
工事施設帳票	道路施設台帳
道路施設基本データ	道路施設台帳データ
道路施設基本データ支援システム	道路施設台帳作成支援システム
道路施設基本データ位置図(PDF形式)	道路施設台帳位置図(PDF形式)
電子納品格納フォルダ ¥OTHS¥ORG¥SYOGEN	電子納品格納フォルダ ¥OTHS¥ORG¥SYOGEN_0

1) 道路施設台帳

道路施設の諸元等を取りまとめた帳票

2) 道路施設台帳データ

道路施設台帳の電子納品成果データ

3) 道路施設台帳作成支援システム（以下、作成支援システムという）

道路施設台帳作成要領に準拠した道路施設台帳を作成する支援ツール

4) 道路施設台帳位置図(PDF形式)

道路施設の位置が明確に判明できる情報を明記したもの

（各施設別に作成するイメージデータの位置図及び平面図）

5) 電子納品格納フォルダ

道路施設台帳作成要領に基づき作成した道路施設台帳データを電子納品成果として格納するフォルダ

# 1. 概要

## 1.1. 目的

本道路施設台帳作成要領（以下、本要領という）は、毎年実施される各種道路工事で

①「供用中の道路」に対する施設等の新設、増設、改良、改築、移動、撤去  
ならびに

②「新規道路の建設」等

を行った道路施設に対する基本諸元を道路管理データベースシステムに登録するための道路施設台帳を作成する方法について記述したものである。

本要領に基づき作成された道路施設台帳は、『道路工事完成図等作成要領』で記載されている道路施設基本データに置き換わるものであり、道路施設台帳の電子納品データを作成する際、自動的に道路施設台帳データが作成・出力される。

道路施設台帳は、直轄道路施設の改築や、維持・修繕工事を実施する際、工事に対する成果品として工事請負業者が作成するものであり、工事の内容により

- ・新規にデータを作成する場合（上記②）
- ・道路管理データベースに登録済みのデータ（既存道路施設台帳）を変更（修正）、廃止する場合（上記①）

に分けられる。

また、道路施設台帳の作成に当たっては、本要領のほか、以下の資料に準拠するものとする。

◆道路施設台帳作成支援システム

## 1.2. 対象工事

本要領の対象となる工事は、以下のとおりとする。

○土木工事共通仕様書または特記仕様書において、道路施設台帳の作成が義務付けられている工事を対象とする。

なお、道路施設台帳の作成対象施設は、下表に示す57施設とする。

注) 施工対象であっても、直轄国道以外の施設については道路施設台帳を作成する必要はありません。作成の有無については監督職員と調整してください。

表 1 道路施設台帳の作成工種

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物及び付帯施設	E070	交通遮断機
	C030	平面線形		E080	I . T . V
	C050	舗装		E090	車両感知器
	C060	道路交差点		E100	車両諸元計測施設
	C070	鉄道交差点		E110	気象観測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E120	災害予知装置
	C090	独立専用自歩道		E130	自動車駐車場等
	C100	中央帯		E140	自転車駐車場
	C110	環境施設帯		E150	雪崩防止施設
構造物	D010	橋梁		E160	落石防止施設
	D020	橋側歩道橋		E170	消雪パイプ
	D030	横断歩道橋		E180	ロードヒーティング
	D040	トンネル		E190	除雪ステーション
	D050	洞門		E200	防災備蓄倉庫
	D060	スノーシェッド		E210	共同溝
	D070	地下横断歩道		E220	C A B 電線共同溝 情報 B O X
	D080	道路 B O X 等		E230	植栽
	D090	横断 B O X 等		E240	遮音施設
	D100	パイプカルバート		E250	遮光フェンス
	D110	のり面・斜面		E260	距離標
	D120	擁壁		E270	流雪溝
	D130	スノーシェルター		E290	立体地下駐車場
	D140	消波工		E300	Uターン場
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標 (反射式)		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標 (自光式)		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン・情報コンセント
	E060	道路情報板			

### 1.3. 作成手順概要

#### (1) 作成データ

工事受注業者は、道路施設台帳を、工事完成図電子納品の一部分として作成する。作成データの内容は以下のとおりであるが、道路施設台帳紙資料及び道路施設台帳データ電子媒体用データは、道路施設台帳（EXCELファイル）を作成し、道路施設台帳作成支援システム（以下、作成支援システムという）に取り込むことにより、作成支援システムから出力することが可能である。

なお、「道路施設台帳」及び「電子納品媒体の管理用データ」の詳細は「道路工事完成図等作成要領」を参照のこと。

#### ◆道路施設台帳

- ・道路施設台帳作成総括表
- ・道路施設台帳チェックシート
- ・道路施設台帳（紙資料、EXCELファイル）

#### ◆道路施設台帳データ紙資料

- ・道路施設台帳データ総括表
- ・道路施設台帳データ一覧表
- ・「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果

#### ◆道路施設台帳データ電子媒体用データ

- ・工事管理ファイル（INDEX\_C.XML）
- ・その他管理ファイル（OTHR.XML）
- ・道路施設台帳データ管理ファイル（ORG999.XML）
- ・道路施設台帳データ詳細情報
- ・イメージデータ（各種図面、現況写真）

図-1に道路施設台帳作成からイメージデータの登録、データのチェック、道路施設台帳データ電子媒体用データ作成までの流れの概要を示す。

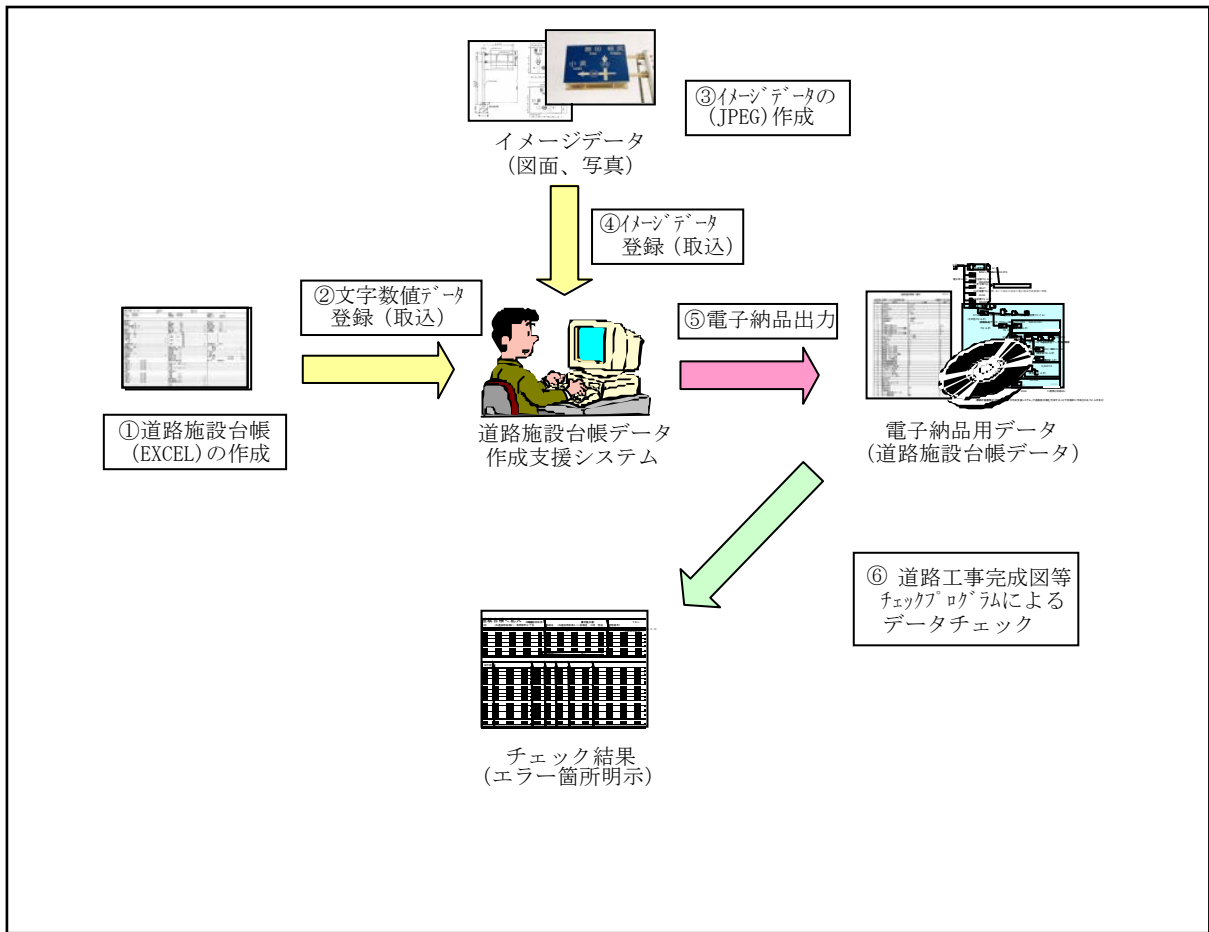


図 1 道路施設台帳作成から道路施設台帳データまでの流れ

○道路施設台帳を作成する前に当該事務所、道路管理（第一）課（以下、データ作成支援部署という）に工事情報連絡簿を提示し、対象施設の既存道路施設台帳の有無を確認すること。

○道路施設台帳は、新設または改良、撤去した道路施設に対して、道路施設ごとに作成する。

- ・工事受注業者は工事完成3ヶ月前までにデータ作成支援部署へ工事情報連絡簿を提出する。尚、道路施設の改良・撤去により、既存の道路施設台帳の変更が生じる場合は既存の道路施設台帳の貸与をデータ作成支援部署から受けるもの

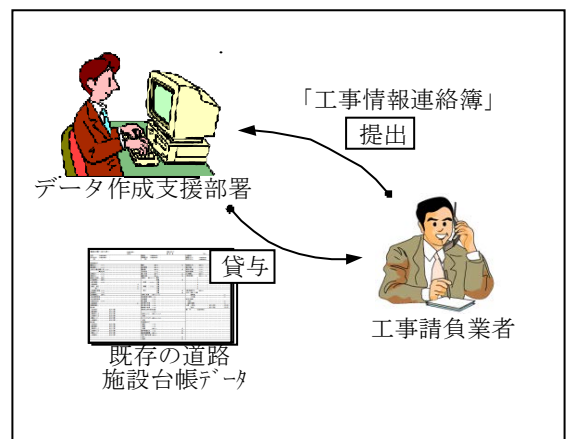


図 2 既存道路施設台帳の貸与

とし、その台帳を変更して道路施設台帳を作成する。

○道路施設台帳のイメージデータは、作成支援システムを用いて登録（取込）する。登録（取込）方法の詳細については、作成支援システムの利用マニュアルを参照のこと



## (2) 道路施設台帳作成手順

道路施設台帳作成は、図 3「道路施設台帳作成の流れ」に示す。

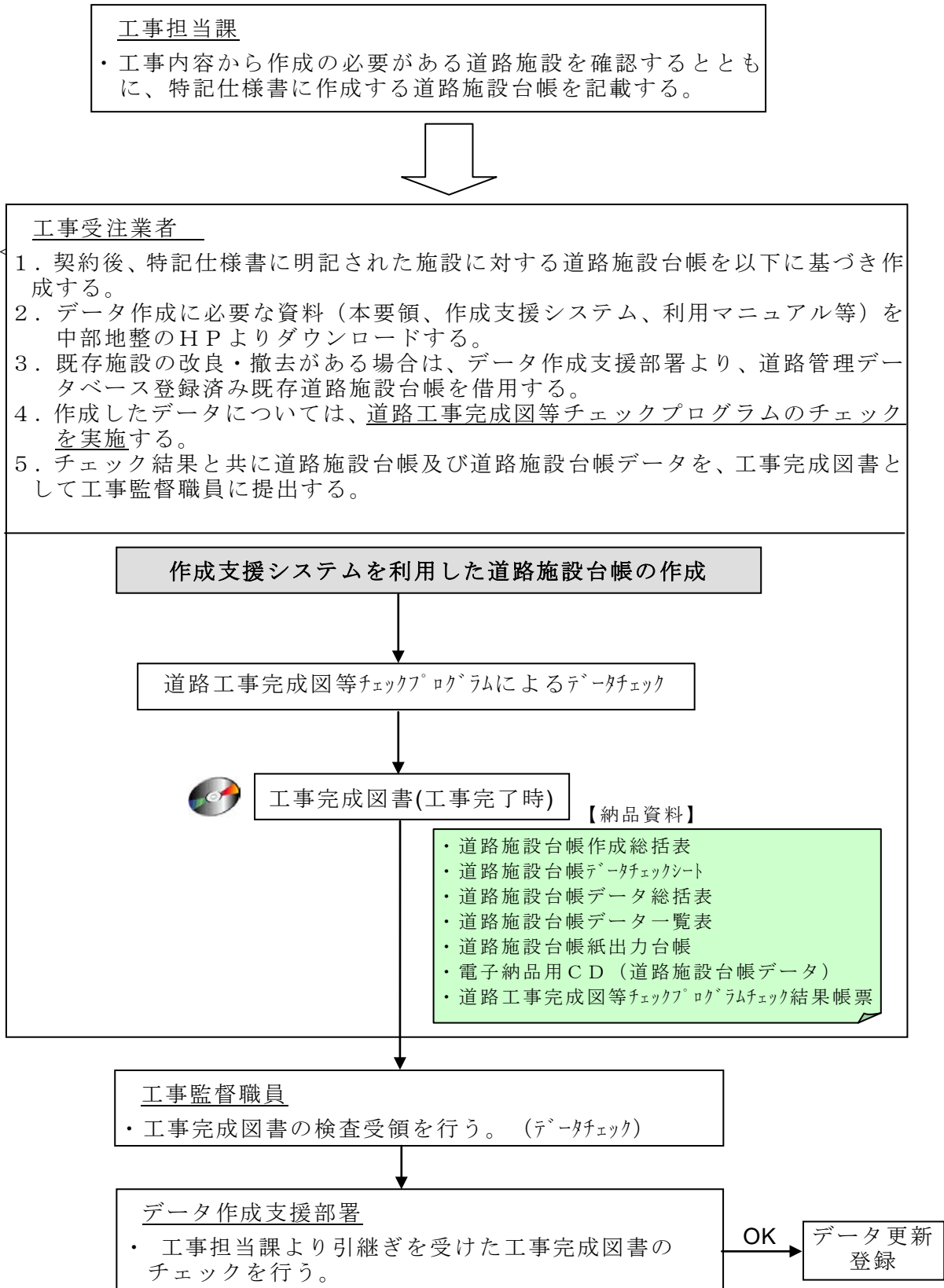


図 3 道路施設台帳作成の流れ

#### 1.4. 道路施設台帳の作成

道路施設台帳の作成にあたっては、次の2種類のデータを作成する。

- ①施設の名称、所在地や諸元情報についてとりまとめる文字数値データ
- ②施設の現況写真及び図面のイメージデータ

##### (1) 文字数値データ

中部地方整備局のHPよりダウンロードした新規記入シート及びデータ作成支援部署より貸与された既存データを使用して本要領に基づきデータを作成する。

##### (2) イメージデータ

施設の現況写真及び各種図面を電子データとして、後述の「1.8 イメージデータの作成」に基づき作成する。

#### 1.5. 台帳の作成種別

工事の内容により、新規・変更（修正）・廃止の3種類になる。

##### (1) 新規

施設を「新規に設置」した場合にその施設の道路施設台帳を新規に作成する。台帳記入シートのタイトル横にあるデータ区分に「新規」「1」を入力する。

例)

橋梁台帳				<共通説明事項1> 工事名:			
名称	<共通説明事項2>	:	〇〇橋	路線名	<共通説明事項4>	:	
所在地(自)	<共通説明事項3>	:	愛知県〇〇市〇〇	距離標(自)	<共通説明事項5>	:	
(至)	< # >	:	*	(至)	< # >	:	
【基本諸元】	データ区分	:	新規 1				
橋梁区分	<I-1>	:	本線橋	1	橋長		
橋梁種別	<I-2>	:	橋	1	総径間数		

<新規の施設とは>

新設道路や維持・修繕工事で、新たに設置された施設をいう。

## (2) 変更（修正）

既存施設を変更（一部増設、撤去含む）した場合は、その施設の既存道路施設台帳データを変更（修正）する。

- ・作成方法は、既存道路施設台帳データを基に変更部分を入力する。台帳記入シートタイトルの横にあるデータ区分に「変更」「2」を入力する。
- ・図面及び写真は必要に応じて電子データとして新規に作成する。

例) 橋梁台帳

		<共通説明事項1>			
		工事名:			
名称	<共通説明事項2>	:	〇〇橋	路線名	<共通説明事項4>
所在地(自)	<共通説明事項3>	:	愛知県〇〇市〇〇	距離標(自)	<共通説明事項5>
(至)	< # >	:	*	(至)	< # >
【基本諸元】	データ区分	:	変更 2		
橋梁区分	<I-1>	:	本線橋	1	橋長
橋梁種別	<I-2>	:	橋	1	総径間数

## (3) 廃止

既存施設を撤去して他の構造物に変更した場合など、既存施設がその箇所になくなった場合は、既存道路施設台帳を廃止する。

作成方法は、廃止する既存道路施設台帳データのタイトル横にあるデータ区分に「廃止」「3」を入力する。

例) 橋梁台帳

		<共通説明事項1>			
		工事名:			
名称	<共通説明事項2>	:	〇〇橋	路線名	<共通説明事項4>
所在地(自)	<共通説明事項3>	:	愛知県〇〇市〇〇	距離標(自)	<共通説明事項5>
(至)	< # >	:	*	(至)	< # >
【基本諸元】	データ区分	:	廃止 3		
橋梁区分	<I-1>	:	本線橋	1	橋長
橋梁種別	<I-2>	:	橋	1	総径間数

< 追 記 >

新設道路や維持・修繕工事で新たな箇所に設置した施設は「新規の道路施設台帳の作成」のみでよい。

- ・現道に係わる工事で既存施設の撤去・移設が発生する場所は
  - ①既存道路台帳の変更（修正）あるいは廃止を行うと共に
  - ②新規施設の台帳も作成する。
- ・台帳の作成にあたっては、工事内容により複数の工種に関連してくるものがあるので、作成漏れが無いように注意する。

### ※ 注意事項

道路施設に新設・修繕・補修工事を実施した場合は「補修歴(工事履歴)」を作成すること。

## 1.6. 共通説明事項

以下に示す項目は、各道路施設台帳において記入内容が共通なものについてまとめたものである。その他の各台帳固有の内容については、各台帳の説明を参照のこと。

### (1) 工事名，業者名，責任者名，TEL

工事名，業者名，責任者名，連絡先（TEL）等を作成支援システムの工事情報追加で作成する。

### (2) 名 称

「名称」の項目欄の記入は、以下に示すとおりとする。（全角で10文字以内）

#### 1) 固有名詞を持つ施設（橋梁、地下道など）

→その名称を記入する。

「〇〇橋」「××歩道橋」「△△交差点」など

#### 2) 固有の記号番号を持つ施設（照明灯、標識など）

→市町村名（名古屋については区名）及び記号番号を記入する。

「〇〇町 三102-651」

#### 3) 上記1)、2)以外の施設（無名の交差点など）

→地先名(大字まで)を記入する。なお、2地先にまたがっている場合は、主な地先を記入する。

### (3) 所在地

該当する区間の所在地（字名まで）について、記入する。

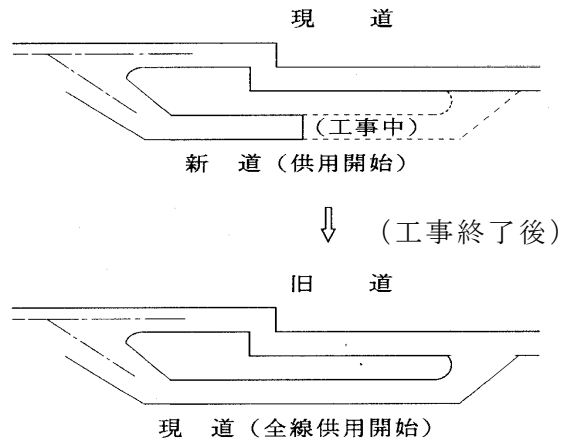
所在地(自)	共通説明事項	23211	愛知県豊田市〇〇町
		市区町村コード	地先名

### (4) 路線名（半角数字のみ記入）

#### 1) 一般国道の路線名と現道・新道・旧道の区分を記入する。

現道、旧道、新道の区分については以下の考え方にもとづいて整備する。

- ・現道：現道とは、旧道及び新道以外の道路をいう。
- ・旧道：バイパス等の建設に伴い建設前の道路が、他の道路として編成（編入）されずに存在する場合の元の道路をいう。
- ・新道：新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。



## (5) 距離標

1) 施設の位置を示す距離標の記入方法には、次の2つの方法がある。

○延長方向に長さを持たない施設の場合（道路標識、道路照明等）

このような施設に対する距離標の記入欄は1つであり、その設置場所の距離標を記入する。

○延長方向に長さを持つ施設の場合

このような施設に対する距離標の記入欄は、起点側と終点側について設けてあるので次の2項目を記入する。

－距離標（自）： 起点側の距離標を記入する。

－距離標（至）： 終点側の距離標を記入する。

但し、附図単位で台帳を作成する場合は、施設に関係なく附図の起終点の距離標を記入する。

2) 測定の方法は、起点側の距離標から行うものとする。

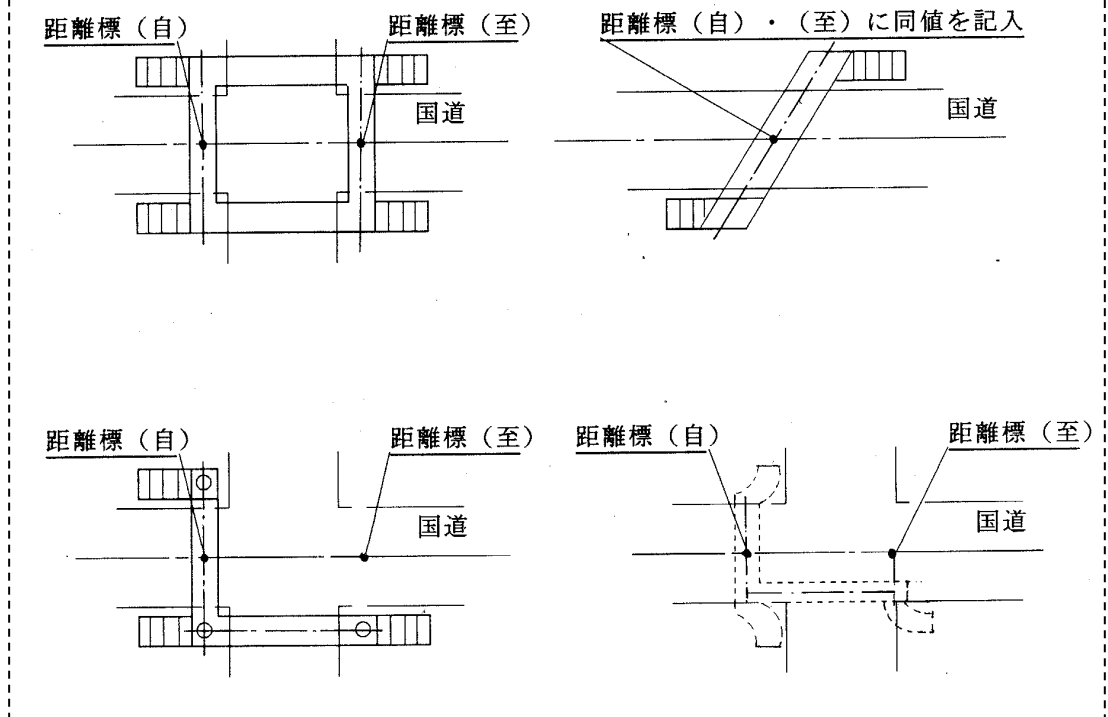
3) 横断歩道橋や地下横断歩道等のように管理道路を斜めに横断している場合には、「距離標(自)」と「距離標(至)」に道路中心線上の距離を同値として記入する。

4) 未供用区間で距離標が無い場合、工事監督職員を通してデータ作成支援部署に確認し、供用後を想定した距離標を記入する

5) 交差点改良などで現地の距離標位置が変更され、これに伴い、距離標を変更すべき施設がある場合には、当該施設の距離標も変更する。

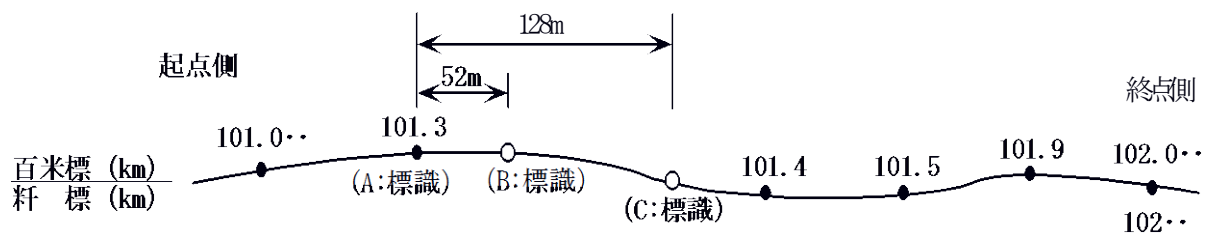
(記入例)

横断歩道橋、地下横断歩道の場合



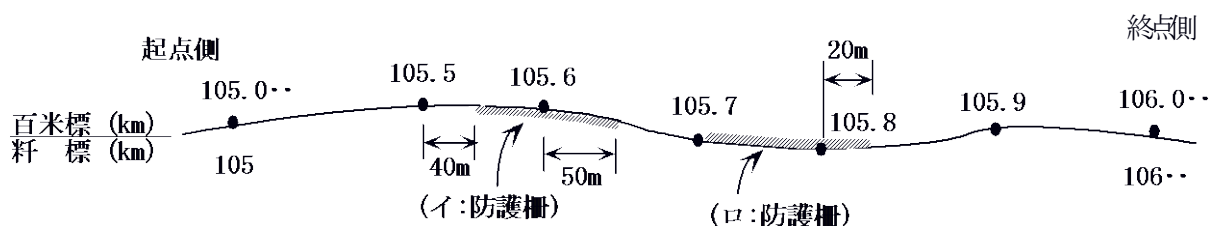
(記入例)

①延長方向に長さを持たない施設の場合(道路標識、道路照明等)



	百米標	百米標からの距離
A: 標識	101.3 +	0 (m)
B: 標識	101.3 +	52 (m)
C: 標識	101.3 +	128 (m)

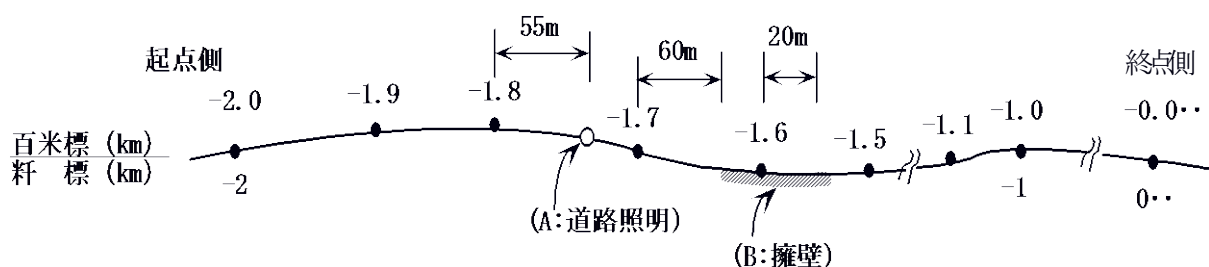
②延長方向に長さを持つ施設の場合（防護柵、擁壁等）



イ：防護柵 105.5 + 40 (m) ~ 105.6 + 50 (m)

ロ：防護柵 105.7 + 0 (m) ~ 105.8 + 20 (m)

③マイナス（-）の距離標に施設がある場合



A：道路照明 -1.8 + 55 (m)

B：擁壁 -1.7 + 60 (m) ~ -1.6 + 20 (m)

## (6) 整理番号

整理番号とは、各施設毎のデータを一意に識別するための番号である。

既存施設の更新を行う場合は、既存データ（道路施設台帳）受領時に予め設定されているため、この番号を利用すること。

## (7) 調整年月日

新規で記入表を作成した年月日を西暦（8桁の半角数字）で記入する。

（例）2005年10月10日の場合、「20051010」

## (8) 改訂年月日

既存台帳を修正した年月日を西暦（8桁の半角数字）で記入する。

（例）2005年3月31日の場合、「20050331」

## (9) 備考

特記事項を記入する。尚、入力の際には“改行”を行ったり“,(半角カマ)”を使用しないように注意する。

## (10) その他

### ①コード入力時の注意事項

コード表より「その他」コードを選択・記入した際には備考欄に必ず内容を記入すること。

### ②現況写真の撮影方法

現況写真の撮影方法は、表 5「現況写真撮影方法」を参照して撮影すること。

### ③該当なし時の台帳記入方法

台帳の作成においては、必ず何らかの値を記入する。つまり未記入(空白)にしないものとする。

「該当なし」の場合は、「\*」を入力する。

なお、「該当なし」とは、以下のことをいう。

「該当なし」：コンクリート橋の場合の橋梁上部工における「鋼上部工鋼重」の項目のように、データの組み合わせによって不必要な項目。

### ④その他

道路施設台帳の入力方法が不明の場合は、工事監督職員を通してデータ作成支援部署に問い合わせることとする。



### 1.7. 道路施設台帳の作成単位

道路施設台帳は、新規または変更（修正）、廃止した道路施設に対して、道路施設毎に作成する。各道路施設台帳の作成単位は表 2「道路施設台帳の作成単位」に示すとおりである。道路施設の変更（修正）・廃止により、既存の道路施設台帳の変更が生じる場合は、既存の道路施設台帳を発注者の指定するデータ作成支援部署から貸与を受け、そのデータを変更または追加して作成する。

表 2 道路施設台帳の作成単位 (1/2)

区分	施設番号	施設名	作成単位	
道路構造	C020	縦断勾配	○路線毎○縦断勾配変化区間毎	
	C030	平面線形	○路線毎○線形区間毎	
	C050	舗装	○都道府県市区町村毎○路線毎○舗装施工区分毎○道路構造物区分毎○舗装種別毎	
	C060	道路交差点	○路線毎○道路交差点箇所毎○交差方式毎	
	C070	鉄道交差点	○交差点 1 箇所毎○交差方式毎	
	C080	歩道及び自転車歩行者道	○都道府県市区町村毎○路線毎○上下線毎○路線分割区分毎○沿道状況区分毎○歩道等種別毎○歩道形式毎	
	C090	独立専用自歩道	○都道府県市区町村毎○路線毎○自歩道専用区分毎	
	C100	中央帯	○都道府県市区町村毎○路線毎○中央帯の型式毎	
	C110	環境施設帯	○都道府県市区町村毎○路線毎○環境施設帯箇所毎	
	構造物	D010	橋梁	○橋梁種別毎に供用開始された 1 橋単位で作成 ○橋梁が 1 箇所において上下線等、分離されている場合は分離されている橋梁毎に 1 橋 ○高架橋で 2 市区町村以上に跨って存在する場合、桁単位で市区町村別に区分し、1 市区町村毎に 1 データとして作成
		D020	橋側歩道橋	○橋側歩道橋種別毎に供用開始された 1 橋単位で作成 ○橋側歩道橋が 1 箇所において上下線等、分離されている場合は分離されている橋側歩道橋毎に 1 橋 ○高架橋で 2 市区町村以上に跨って存在する場合、桁単位で市区町村別に区分し、1 市区町村毎に 1 データとして作成
D030		横断歩道橋	○構造的にみて一体である横断歩道橋一橋毎	
D040		トンネル	○供用開始された 1 トンネル単位 ○トンネルが 1 箇所において上下線等に分離されて設けられている場合は分離されたトンネル毎に 1 トンネルとして取り扱う ○自動車専用トンネルと自転車歩行者専用トンネル別に分離されて設けられている場合は分離されているトンネル毎に 1 トンネルとして取り扱う	
D050		洞門	○路線毎○洞門箇所毎○構造形式毎	
D060		スノーシェッド	○路線毎○スノーシェッド箇所毎○構造形式毎	
D070		地下横断歩道	○構造的にみて一体である地下横断歩道毎	
D080		道路 B O X 等	○路線毎○道路 B O X 箇所毎	
D090		横断 B O X 等	○路線毎○横断 B O X 等箇所毎○設置区分毎○構造形式毎	
D100		パイプカルバート	○路線毎○設置箇所毎○形式種別毎○管径毎	
D110		のり面・斜面	○出張所毎○路線毎○上下線毎○のり面・斜面毎	
D120		擁壁	○都道府県市区町村毎○路線毎○擁壁設置箇所毎○構造形式毎	
D130		スノーシェルター	○路線毎○スノーシェルター毎	
D140		消波工	○都道府県市区町村毎○路線毎○消波工毎○構造形式毎	
附属及び付帯施設	E010	防護柵	○都道府県市区町村毎○路線毎○防護柵設置箇所毎○防護柵種別毎	
	E020	道路照明	○路線毎○照明灯柱毎	
	E030	視線誘導標（反射式）	○都道府県市区町村毎○路線毎○反射式誘導標の種類毎	
	E040	視線誘導標（自光式）	○路線毎○自光式視線誘導標 1 箇所毎	
	E050	道路標識	○ポールまたは門型構造物等 1 基毎	
	E060	道路情報板	○路線毎○道路情報板 1 基毎	
	E070	交通遮断機	○路線毎○交通遮断機 1 基毎	
	E080	I . T . V	○路線毎○カメラ設置箇所毎	
	E090	車両感知器	○路線毎○車両感知器設置 1 箇所毎○車両感知器の形式毎	

表 2 道路施設台帳の作成単位 (2/2)

区分	施設番号	施設名	作成単位
付 属 物 及 び 付 帯 施 設	E100	車両緒元計測施設	○路線毎○車両緒元計測施設毎
	E110	気象観測施設	○路線毎○気象観測施設内における装置種別毎
	E120	災害予知装置	○路線毎○災害予知装置設置箇所内における装置種別毎
	E130	自動車駐車場等	○路線毎○自動車駐車場箇所毎
	E140	自転車駐車場	○路線毎○自転車駐車場箇所毎
	E150	雪崩防止施設	○都道府県市区町村毎○路線毎○雪崩防止施設内における施設種別毎
	E160	落石防止施設	○都道府県市区町村毎○路線毎○落石防止施設箇所内における施設種別毎
	E170	消雪パイプ	○路線毎○消雪パイプ設置区分毎
	E180	ロードヒーティング	○路線毎○融雪施設区分毎○設置区分毎
	E190	除雪ステーション	○路線毎○除雪ステーション箇所毎
	E200	防災備蓄倉庫	○路線毎○防災備蓄倉庫1箇所毎
	E210	共同溝	○路線毎○共同溝設置箇所毎○共同溝区分毎
	E220	C A B 電線共同溝 情報 B O X	○路線毎○C A B 設置箇所毎○電線共同溝設置箇所毎○情報 B O X 設置箇所毎
	E230	植栽	○都道府県市区町村毎○路線毎○植栽帯毎○設置箇所毎
	E240	遮音施設	○都道府県市区町村毎○路線毎○遮音施設設置箇所内における施設種類毎
	E250	遮光フェンス	○都道府県市区町村毎○路線毎○遮光フェンス設置箇所毎○種類・型式毎
	E260	距離標	○路線毎○距離標毎
	E270	流雪溝	○路線毎○流雪溝設置箇所毎
	E290	立体地下駐車場	○路線毎○立体地下駐車場毎
	E300	Uターン場	○路線毎○Uターン場毎
	E310	防雪林	○都道府県市区町村毎○路線毎○防雪林設置箇所毎
	E320	路側放送	○都道府県市区町村毎○路線毎○路側放送設置箇所毎
	E330	光ケーブル施設	○路線毎○端局・接続箱区間毎
	E340	道路反射鏡	○路線毎○道路反射鏡1基毎
	E350	ビーコン・情報コン セント	○路線毎○ビーコン1基毎○情報コンセント設置箇所毎

### 1.8. イメージデータの作成

道路施設台帳に利用するイメージデータの作成方法について以下に示す。各種図面については、完成図書として提出する工事完成図の中より選択するものとする。

なお、作成したイメージデータは、作成支援システムに登録後、台帳形式で出力する。

#### (1) イメージデータの種類

施設毎に作成するイメージデータを表 4「施設別取扱い図面種別一覧」に示す。

○現況写真欄に「○」が記入されている施設は、現況写真を作成する。

○図面欄に「○」が記入されている施設は、当該図面を作成する。

#### (2) 現況写真の撮影方法

道路施設台帳として作成する現況写真は、表 5「現況写真撮影方法」に示す、施設毎にタイプ A～タイプ D の 4 種類の撮影方法で作成する。

### (3) 各種図面の作成方法

各種図面は、完成図書として提出する工事完成図の中より以下に示す事項を満足する一般図又は標準断面図等を選択し、イメージデータとして電子化する。

- 施設と道路との位置関係が把握できること
- 道路線形、幅員構成等が把握できること
- 施設の断面図等により、高さ方向、交差状況の寸法等が把握できること

### (4) イメージデータの電子ファイル形式

各種図面ファイル、道路施設現況写真ファイルのファイルフォーマットは、表 3「イメージデータのファイル形式」に示す型式とする。ファイル名は「道路工事完成図等作成要領」を参考にすること。

表 3 イメージデータのファイル形式

項目	各種図面		道路現況写真	
	スキャングの場合	CADデータの場合	デジタルカメラの場合	スキャングの場合
ファイル形式（圧縮形式）	JPEG	SXF(P21)※	JPEG	JPEG
階調（色数）	フルカラー	—	フルカラー	フルカラー
解像度	200dpi	—	100万画素程度	200dpi
圧縮レベル	50	—	50	50
サイズ（参考値）	6,100×3,700 pixel	—	800×600 pixel	

※図面にCADデータ（SXF）を用いる場合は、データ作成支援部署に確認すること

※イメージデータは、データベースに登録するものとなるため、不鮮明な図面及び写真は使用しない。また、図面については、道路施設台帳として出力した際に文字・数値が視読可能な縮尺を用いること。又、1枚に収まらない場合は複数枚で作成する。

表 4 施設別取扱い図面種別一覧

コード	道路台帳名	現況写真	位置図	平面図	標準断面図	一般図	舗装構成図	交差点詳細図	排水系統図	正面図	構造物詳細図	情報可変内容一覧表	システム系統図	転送系統図	井戸構造図	地質柱状図	設置位置管理表	縦断面図	地中配管図	保全管理図	備考 (撮影方法タイプ)	
C020	縦断勾配																					
C030	平面線形			(○)																		
C050	舗装	○	○				○															A
C060	道路交差点	○	○					○														D(①)
C070	鉄道交差点	○		○				○														D(②)
C080	歩道及び自転車歩行者道	(○)		(○)																		A
C090	独立専用歩道	(○)		(○)																		A
C100	中央帯	(○)		(○)																		A
C110	環境施設帯	(○)		(○)																		A
D010	橋梁	○	○				○															C(①)
D020	橋側歩道橋	○	○				○															C(①)
D030	横断歩道橋	○	○				○															C(①)
D040	トンネル	○	○				○															C(②)
D050	洞門	○	○				○															C(②)
D060	スノーシェッド	○	○				○															C(②)
D070	地下横断歩道	○	○				○															C(③)
D080	道路BOX等	○	○				○															C(②)
D090	横断BOX等	○	○				○															C(④)
D100	パイプカルバート	○		○					○													C(④)
D110	のり面・斜面	○		○	○					○	○											A
D120	擁壁	○	○				○															C(⑤)
D130	スノーシェルター	○	○				○															C(②)
D140	消波工	○	○				○															B(①)
E010	防護柵	○	○				○															A
E020	道路照明	○		○	○												○	○	○			E(①)
E040	視線誘導標(自光式)	○		○													○	○	○			E(①)
E050	道路標識	○		○			○															B(②)
E060	道路情報板	○		○			○					○					○	○	○			B(①)
E070	交通遮断機	○		○			○										○	○	○			E(①)
E080	I・T・V	○		○			○										○	○	○			B(①)
E090	車両感知器	○		○			○						○				○	○	○			B(①)
E100	車両検元計測施設	○		○			○						○				○	○	○			D(③)
E110	気象観測施設	○		○			○						○				○	○	○			D(④)
E120	災害予知装置	○	○				○							○			○	○	○			D(③)
E130	自動車駐車場等	○	○				○															D(⑤)
E140	自転車駐車場	○		○			○															D(⑥)
E150	雪前防止施設	○	○				○															A
E160	落石防止施設	○	○				○															A
E170	消雪パイプ	○		○			○								○	○						D(⑥)
E180	ロードヒーティング	○	○				○										○	○	○			D(⑥)
E190	除雪ステーション	○		○			○															D(⑥)
E200	防災備蓄倉庫	○		○			○															B(①)
E210	共同溝	○		○			○															D(⑥)
E220	CAB電線共同溝・情報BOX	○		○	○		○										○	○	○	△		D(⑥)
E230	植栽	○		○			○															A
E240	遮音施設	○	○				○															A
E250	遮光フェンス	○	○				○															A
E260	距離標	(○)		(○)			○															A
E270	流雪溝	(○)		(○)			○															A
E290	立体地下駐車場	○		○			○															B(①)
E300	ヒーター場	○	○				○															E(①)
E310	防雪林	○		○			○															E(①)
E320	路側放送	○		○			○						○					○	○			E(①)
E330	光ケーブル	○		○			○															D(⑥)
E340	道路反射鏡	○		○			○															D(⑥)
E350	ビーコン・情報コンセント	○		○			○						○									E(①)

注：(○)の写真・図面(お置路施設台帳作成支援システムに取り込みが出来ないため「紙台帳」を提出する

※△印は、既存の保全管理図がある場合のみ更新を行う。

表 5 現況写真撮影方法 (1/2)

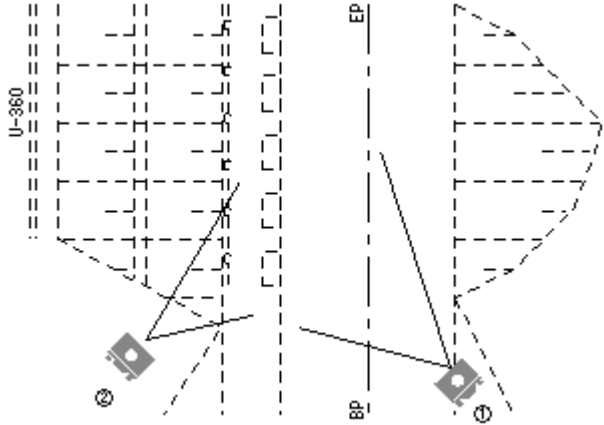
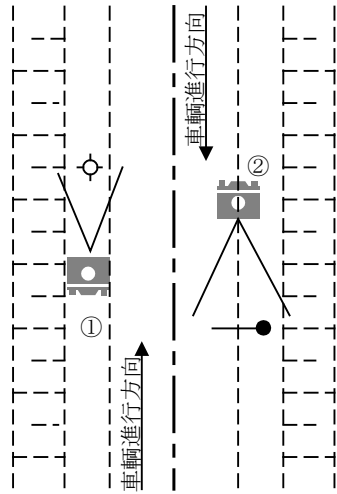
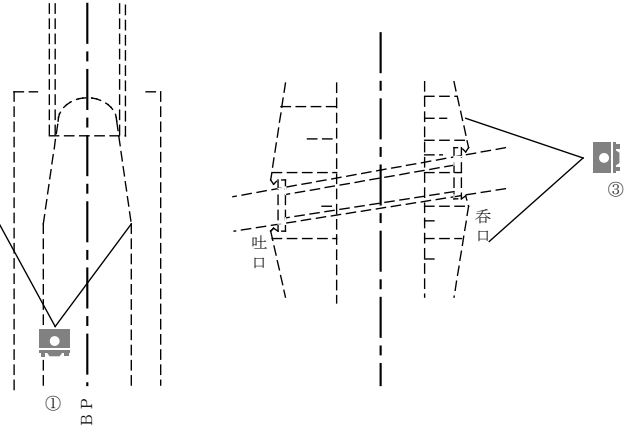
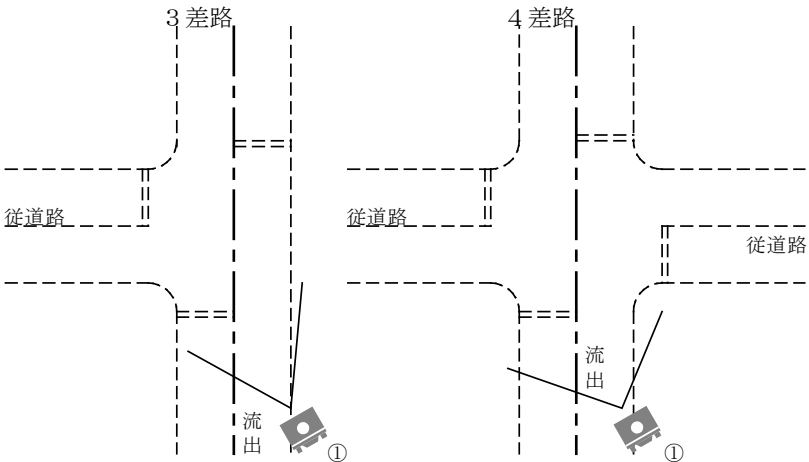
撮影位置図	撮影方法
<p>Aタイプ (路線方向に長さのある場合)</p> 	<p>起点から終点に向かって撮影するのを基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 歩道及び路肩に施設がある場合、施設反対側車道端で撮影する。但し、4車線道路の場合は中央帯とする。</li> <li>② 中央分離帯に施設がある場合、左側車道端から撮影する。</li> <li>③ 切土のり面に施設がある場合、施設の反対側から全体が視界に入る位置から撮影する。</li> <li>④ 盛土のり面に施設がある場合、施設全体が視界に入る位置から撮影する。</li> </ol>
<p>Bタイプ (路線方向に点在するもの)</p> 	<p>車の進行方向に向かって撮影するのを基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設の全景と周辺状況が分かる位置から撮影する。</li> <li>② 標識は、標識板の近接撮影 (できれば施設の設置状況も分かるもの) とする。</li> </ol>

表 5 現況写真撮影方法 (2/2)

撮影位置図	撮影方法
<p>Cタイプ (構造物)</p> 	<p>① 橋梁・橋側歩道橋・横断歩道橋は、施設全体が入るように撮影する。なお、高架橋等施設全体が1枚で収まりきらない場合は、必要に応じて複数に分けて撮影する。</p> <p>② トンネル・洞門・スノーシェッド・道路BOX等は、起点側入口の全体が入るよう撮影する。</p> <p>③ 地下横断歩道は、両出入口が視界に入るよう撮影する。</p> <p>④ 横断BOX・パイプカルバート等は、呑口断面上流側から撮影する。</p> <p>⑤ 擁壁は、起点側から終点側に向かっての全体撮影とする。</p> <p>注 延長が300mを超える場合は、300m毎に1件とする。</p>
<p>Dタイプ (道路交差点, その他)</p> 	<p>① 道路交差点  3 差路……主道路の反対側流出路肩部から従道路方向を撮影する。  4 差路……主道路の起点側流出路肩部から交差点全体が入るよう撮影する。</p> <p>② 鉄道交差点  平面……起点側から交差点の全体が入るよう撮影する。  立体……起点右側の鉄路から立体空間全体が入るよう撮影する。  (鉄路への立入りについては協議の上撮影を行う。)</p> <p>③ 車両諸元計測施設・災害予知装置・除雪ステーション等は建物の全景が入るよう撮影する。</p> <p>④ 気象観測施設は観測機種毎に撮影する。但し、テレメータは施設の全景を撮影する。</p> <p>⑤ 自動車駐車場・自転車駐車場等は、施設の反対側車道端から全体が入るよう撮影する。</p> <p>⑥ 共同溝・C A B 電線共同溝等の地下埋設施設は、マンホール・ハンドホール等を撮影する。</p>

### 1.9. 道路工事完成図等チェックプログラムによるチェックについて

道路工事完成図等作成支援サイト

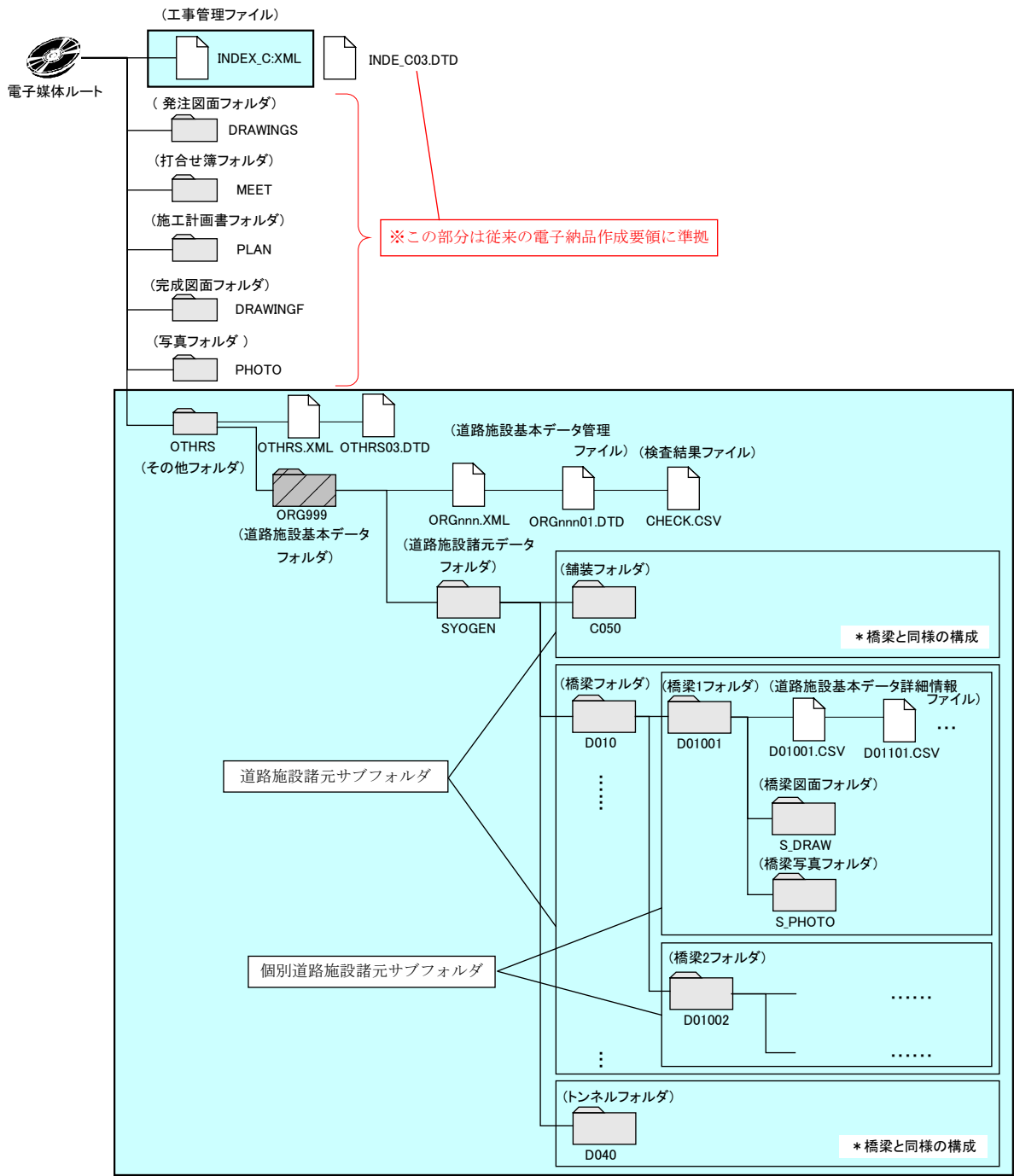
<http://www.nilim-cdrw.jp/>

上記支援サイトより「道路工事完成図等チェックプログラム」をダウンロードし道路施設台帳のシステムチェックを行う。

そのチェック結果の出力ペーパー(道路施設基本データチェック結果)を提出する。

### 1.10. 路施設台帳データ電子納品用CDの作成

道路施設台帳のデータチェックが完了した後に、道路施設台帳データの電子納品用CDの作成を行うものとする。電子納品用CDに必要な下記ファイルは、道路施設台帳を作成後、作成支援システムにより出力する。作成方法の詳細については、作成支援システムの利用マニュアル参照のこと。



□ : 網掛け箇所は、「作成支援システム」で道路施設台帳を作成することで自動的に作成されるフォルダ及びファイルを示す。

図 5 道路施設台帳データのフォルダ構成



【道路施設台帳データ電子納品用CDの格納ファイル】

①電子納品媒体の管理用データ

- ・工事管理ファイル (INDEX\_C.XML)
- ・その他管理ファイル (OTHR.XML)
- ・道路施設台帳データ管理ファイル (ORG999.XML)

②道路施設台帳データ

- ・道路施設台帳データ詳細情報
- ・イメージデータ (各種図面、現況写真)

# 添付資料1

## 道路施設台帳データの総括表

(道路施設台帳作成支援システムによる出力)

様式-1:道路施設台帳データ総括表

様式-2:道路施設台帳データ一覧表





## 添付資料 2

### 工事情報連絡簿



## 添付資料 3

### 道路施設台帳作成総活表

## 道路施設台帳作成総括表

※提出対象で無い資料については、提出部数欄に／線を引くこと。

注) 工事請負業者は、太枠線内のみ記入する。

工 事 件 名		平成 年度		工 事		提 出 資 料 内 訳					
						資 料 名	提出部数	内データベース引渡部数			
工事請負業者	会社名					1	電子納品CD		1		
	連絡先	TEL				2	道路施設台帳（紙出力ファイル）		1		
	現場代理人					印	※道路施設基本データ作成支援システムから出力される「道路施設基本データ総括表」と「道路施設基本データ一覧表」を表紙として添付すること。				
	監理技術者（主任技術者）					印	3	完成図（A3紙出力）	1		
	資料作成者			連絡先	TEL	印	4	道路工事完成平面図（別添CDに格納）			
工事発注担当課		課	工事完成年月日	平成 年 月 日					5	道路工事完成平面図（紙出力）	
提出資料確認者	工事監督職員	監督部署	出張所・監督官・課						6	品質記録簿（別添CDに格納）	
		主任監督員							7	舗装工事データ（別添CDに格納）	
		監督員							8	橋梁補修・補強工事調書（別添CDに格納）	
	工事発注担当課長（提出資料責任者）								9	道路橋関連資料（DVD）	
工事の供用・未供用の別（○印記入）		供用		・	未供用（平成 年 月 供用予定）		10				
連絡事項											

## 完成時提出資料引継簿

※各受取者が確認サインを行う。

引継確認	引継順	工事請負業者	→	主任監督員	主任監督員	→	工事担当課	工事担当課	→	管理担当課
	受領日	平成 年 月 日	確認サイン		平成 年 月 日	確認サイン		平成 年 月 日	確認サイン	